



かながわ医療的ケア児支援・情報センターを開設します

令和3年9月に医療的ケア児及びそのご家族に対する切れ目のない支援を基本理念とする「医療的ケア児支援法」が施行されました。

県では、医療的ケア児及びそのご家族が、個々の状況に応じて適切な支援を受け、地域で安心して暮らせるよう、かながわ医療的ケア児支援・情報センターを5月31日(火曜日)に県庁内に開設します。

センターには相談窓口を設置し、「相談したいことがあるが、どこに相談したらよいか分からない……。」といったニーズにお応えしていきます。ぜひ、センター相談窓口にご相談ください。

1 概要

センターでは次の3つの部門により、医療的ケア児とご家族の支援を行います。

(1) 相談・調整部門(相談窓口)

医療的ケア児支援の専門資格(医療的ケア児等コーディネーター)を持つ相談員が、相談内容に応じて、適切な支援機関(市町村、障害福祉サービス事業所、医療機関等)をご案内するとともに、医療や福祉サービスなどの情報提供や助言を行います。

※相談窓口の詳細は、「2 相談窓口の概要」をご覧ください。

(2) 研修・情報提供部門

神奈川県立こども医療センターと連携して、医療的ケア児の支援者の養成や、医療的ケアに関する支援者向けの情報提供を行います。

(3) 企画部門(センター本部)

相談を受け付ける中で把握した医療的ケア児支援に関する様々な課題の解決に向けて、福祉、医療、保育、教育、労働など各分野が連携して検討を行い、新たな取組を企画立案します。

2 相談窓口の概要

対象者： 医療的ケア児とご家族、支援者等

窓口の場所： 神奈川県庁 東庁舎3階(横浜市中区日本大通1)

相談時間： 月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日を除く）

9時30分から16時まで（12時から13時を除く）

相談方法： 相談専用電話 045-227-1255

ファクシミリ 045-201-2051

フォームメール（下記ホームページから送信可能です。）

ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/index.html>

その他詳細については、ホームページをご覧ください。

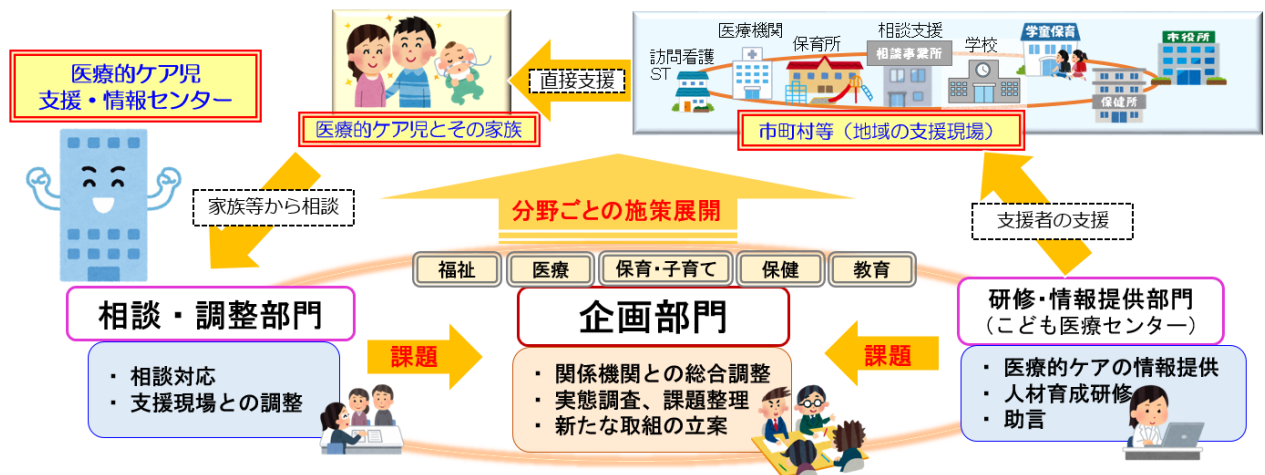
※新型コロナウイルス感染症対策のため、当分の間、来所による相談は受け付けておりません。

※ファクシミリやフォームメールは、24時間受け付け、後日、ご回答いたします。

LINE 相談も準備中

6月中旬を目途に、LINE による相談も受け付ける予定です。準備が整い次第、改めてホームページ上でご案内します。

【参考】神奈川県医療的ケア児支援・情報センターの全体イメージ



医療的ケア児とは

日常生活において、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰（かくだん）吸引などの医療的ケアを必要とするお子さんをいいます。

《SDGs の推進について》

県では、SDGs の達成にもつなげる取組として、医療的ケア児及びそのご家族がその居住する地域に関わらず等しく適切な支援を受けられるようにする取組を行っています。



ともに生きる社会 かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
課長 鳥井 電話 045-210-4700
地域生活支援グループ 柳澤 電話 045-210-4713

